

平成 29 年 12 月 1 日
法務省人権擁護局

平成 29 年度「人権擁護功労賞」表彰

- 趣 旨 人権擁護委員の活動等を通じて、関わりのある企業や NPO 法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた者に対して、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行うものである。
- 当該表彰には、法務大臣表彰及び全国人権擁護委員連合会会長表彰があり、表彰の方法は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- なお、平成 27 年度からは、人権擁護功労賞特別賞（ユニバーサル社会賞）として、人権擁護委員の活動等への関わりの有無にかかわらず、共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた人権擁護活動において顕著な功績があった団体等に法務大臣表彰状を授与している。
- 沿 革 平成 18 年度に本表彰制度を創設し、平成 19 年度に初めて表彰を行い、本年度が 11 回目の表彰である。また、人権擁護功労賞特別賞（ユニバーサル社会賞）については、本年度が 3 回目の表彰である。
- 選考方法等 法務局長・地方法務局長及び都道府県人権擁護委員連合会会長が、人権擁護功労賞にふさわしいと認めた団体等を推薦し、これを受けて、人権擁護局長及び全国人権擁護委員連合会会長が選考委員会の審査に付する。
- 選考委員会の選考結果を踏まえ、法務大臣及び全国人権擁護委員連合会会長が表彰する。
- なお、受賞団体等は、以下の功績があった団体等とする。
- 1 人権擁護功労賞
 - (1) 人権侵害の被害の救済及び予防において顕著な功績があった団体等
 - (2) 人権尊重思想の普及及び高揚において顕著な功績があった団体等
 - (3) 人権に関する調査及び研究等において顕著な功績があった団体等
 - (4) 法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動への支援及び協力において顕著な功績があった団体等
 - (5) その他人権擁護活動において顕著な功績のあった団体等
 - 2 人権擁護功労賞特別賞（ユニバーサル社会賞）

前項各号の一に該当する団体等のうち、共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた人権擁護活動において顕著な功績があった団体等

選考委員 法務省人権擁護局長
法務省人権擁護局総務課長
全国人権擁護委員連合会理事（2名）
公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
公益財団法人人権擁護協力会代表理事

受賞団体（別紙2参照）

法務大臣表彰状	1団体
法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）	4団体
全国人権擁護委員連合会会長表彰状	1団体
法務大臣感謝状	1団体
全国人権擁護委員連合会会長感謝状	2団体

なお、表彰状等の伝達については、法務省において12月4日（月）に執り行う。